

令和5年度
国分寺市動植物調査報告書
概要版



「

令和6年3月
国分寺市

1.はじめに

国分寺市では、平成27年度に動植物の生育・生息状況を把握し、希少種や外来種対策の基礎データの整備、生きものと環境への関心を高める取組として動植物調査を実施しました。

今回、8年ぶりに第2回の動植物の生育・生息状況調査を実施することにより、前回調査と比較することが可能になりました。また、令和7年3月策定予定の第三次国分寺市環境基本計画に包含する生物多様性地域戦略の基礎情報とします。

専門員調査の結果概要をまとめたものが、この概要版になります。市民の皆様の身近な生きものへの興味や関心につながれば幸いです。

この場をお借りして本調査にご協力をいただきました関係者の皆様に深くお礼申し上げます。

令和6年3月

国分寺市

2.専門員調査の概要

○調査の対象及び手法

専門員調査では、(1)植物、(2)鳥類、(3)哺乳類・は虫類・両生類、(4)昆虫類・クモ類、(5)水生生物の調査を行いました。

2.専門員調査の概要

- (1)植物
 - ・専門員1～2名が調査地で、維管束植物（シダ植物、種子植物）を目視で確認し記録をしました。
 - ・希少種、外来種、調査地の植生概況などを記録しました。
 - (2)鳥類
 - ・専門員1名が調査地で、目視や鳴き声により確認した種のおおよその個体数を記録しました。
 - ・希少種については、その位置を記録し繁殖行動や採食行動なども記録しました。
 - ・落ちている羽などは参考記録として扱いました。
 - (3)哺乳類・は虫類・両生類
 - ・各地点で分類群の調査時間内に併せて実施しました。
 - ・目視・鳴き声・足跡・糞などで確認した種について、おおよその個体数を記録しました。
 - ・希少種については、その位置も記録し繁殖行動や採食行動なども記録しました。
 - ・年齢が分かる場合には、成体・幼体の区別も行いました。
 - (4)昆虫類・クモ類
 - ・専門員1名が調査地で、目視による確認と捕虫網による捕獲での掬い捕り法を用いました。
 - ・採集個体は同定作業後、基本的には元の生息場所に戻しました。
 - (5)水生生物
 - ・専門員1名が調査地内の水域（池、湧水、用水）でタモ網を用いた追い出し法で採集しました。
 - ・採集個体は同定作業後、基本的に元の生息場所に戻しました。
- ※この他に、環境団体等参加による観察会時の記録も含めました。

○調査時期

植物、哺乳類・は虫類・両生類、昆虫類・クモ類、水生生物においては、春期（4月）、夏期（7、8月）、秋期（10月）に調査を、鳥類においては、冬期（1月）も含めて調査を行いました。

3.調査の結果

今回の調査では、全ての分類群を合わせて 1,319 種の動植物を確認しました。

このうち最も多かったのは植物で 634 種、ついで昆虫類が 546 種（水生生物調査で確認した 24 種を含む）、クモ類が 64 種でした。

希少種は、全ての分類群を合わせて、国 RL（レッドリスト）の掲載種を 8 種、都 RL（レッドリスト）の掲載種を 40 種確認しました（都 RL 掲載種のカテゴリー「ランク外」は確認数にいません）。 ※国 RL 及び都 RL の掲載種カテゴリーは 14 ページ参照。

外来種は、生態系被害防止外来種リストの掲載種を 46 種確認しました。

各分類群の調査結果を次ページから紹介しますが、希少種の生育・生息地については、希少な動植物の盗掘・盗採などの影響を考慮し、明記していません。

今年度、8 年ぶりに市内の動植物調査を実施したことで、新たに 580 種の生物が記録されました。

今後も調査を継続することで確認種数が増えることが予想されます。

■専門員調査（環境団体等参加の観察会含む）で確認した各分類群の種数の一覧（1-1）

分類群		確認種数	希少種		外来種
			国RL	都RL	生態系被害防止 外来種リスト
植物		634 (531)	3 (3)	9 (7)	39 (29)
鳥類		48 (37)	2 (2)	15 (10)	2 (2)
哺乳類		3 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
は虫類		3 (8)	0 (1)	2 (7)	1 (1)
両生類		0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
昆虫類		546※ (354)	1 (0)	7※ (10)	1 (1)
クモ類		64 (60)	1 (1)	2 (1)	0 (0)
水生生物	水生昆虫類	24 (19)	0 (0)	3 (2)	0 (0)
	魚類	7 (7)	1 (1)	2 (2)	0 (1)
	その他	14 (12)	0 (0)	3 (1)	2 (1)
合計		1,319 (1,030)	8 (8)	40 (40)	46 (35)

※（ ）は前回平成 27 年度の確認数

※昆虫類には水生昆虫類も含むため、各合計には水生昆虫類の数を除きます。

※希少種の確認種数は、調査時点での国または都のレッドリスト掲載種をカウントした。なお、植物の植栽種は希少性の評価の対象外とした。

※シュロは九州南部に自生するが、それより以北では一般的に生態系被害防止外来種に扱われるため、平成 27 年度調査のシュロを上記外来種の確認数に含めることとし、28→29 に訂正した。

※平成 27 年度調査で確認された魚類の外来種について、当時の調査では「カラドジョウ属」としたが、改めて当時の写真資料を確認しカラドジョウと同定した。その結果、カラドジョウが生態系被害防止外来種リストの「その他の総合対策外来種」に指定されているため、平成 27 年度調査の水生生物（魚類）の上記外来種の確認種数を 0→1 に訂正した。

■専門員調査（環境団体等参加の観察会含む）で確認した各分類群の種数の一覧（1-2）

分類群		令和5年度調査で 初めて確認された種数	平成27年度と令和5年度調査 総確認種数
植物		182	713
鳥類		15	52
哺乳類		2	3
は虫類		0	8
両生類		0	1
昆虫類		342	696
クモ類		23	83
水生生物	水生昆虫類	11	30
	魚類	1	8
	その他	4	16
合計		580	1,610

○専門員調査の調査地

図に示す市内7箇所の公園や緑地を調査地としました。

※F・G は新規調査地



G 西町五丁目緑地

国分寺崖線緑地保全地域のひとつに指定されているコナラ・クヌギ林と、東京都の保存樹林地であるコナラ・モウソウチク林からなる。

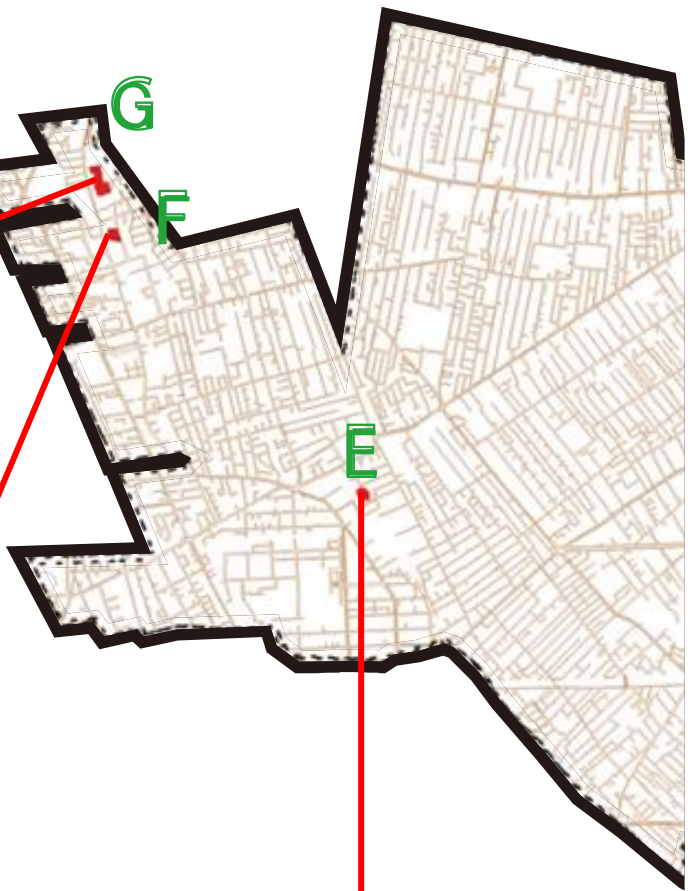
- ・植物：約 200 種
- ・鳥類、昆虫類、クモ類：約 160 種



F 西町四丁目緑地

国分寺崖線緑地保全地域のひとつに指定されているコナラ・クヌギ林である。

- ・植物：約 120 種
- ・鳥類、昆虫類、クモ類：約 130 種



E 平兵衛樹林地

「ハケ」と呼ばれる国分寺崖線上にある住宅地に囲まれた樹林地である。

- ・植物：約 120 種
- ・鳥類、は虫類、昆虫類、クモ類：約 120 種

(注意) 別途作成しました「確認種一覧表」から希少種の確認場所が特定されないよう各調査地の確認種数は概算値で表記しています。

例) 植物：約 200 種



市と環境団体が林内の通路や、林の若返りの樹木更新などの維持管理を行っています。

前回調査と比べると、区画を分けて計画的な樹木更新がなされており、環境に変化が見られました。

- 植物：約 280 種
- 鳥類、は虫類、昆虫類、クモ類：約 220 種

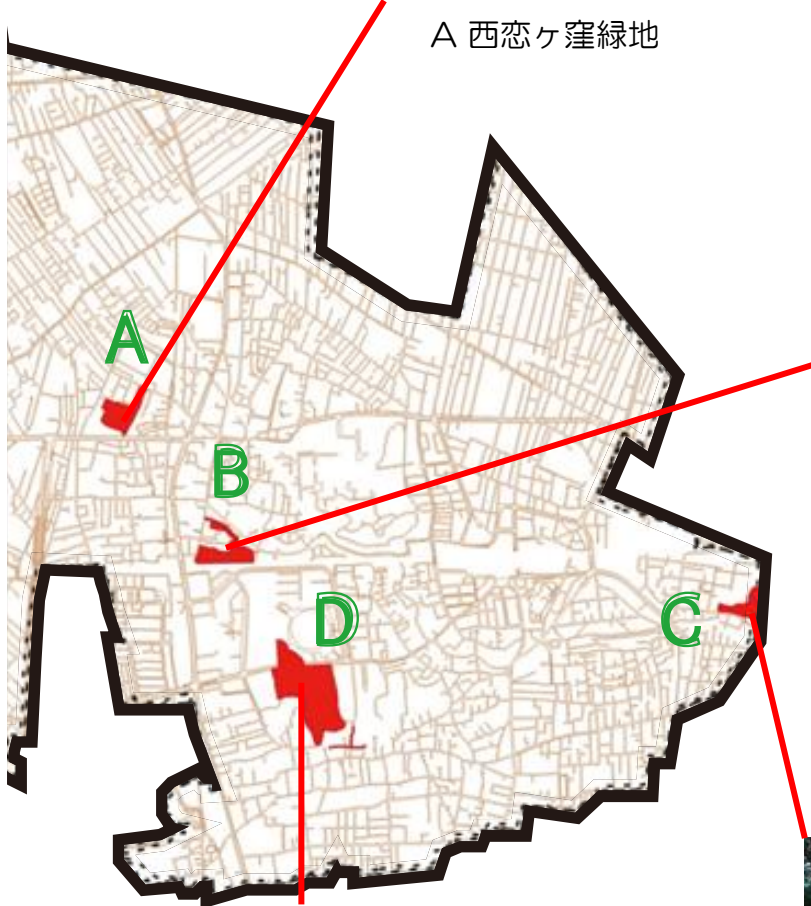
A 西恋ヶ窪緑地



B 姿見の池緑地

東京都の「国分寺姿見の池緑地保全地域」の指定地を含む、湿地、用水路、水辺、林等を含めた池周辺地域において、都及び市が環境団体と協働して維持管理を行っています。

- 植物：約 400 種
- 鳥類、哺乳類、は虫類、昆虫類、クモ類、魚類、水生生物：約 280 種



D 武蔵国分寺公園・真姿の池周辺
立武蔵国分寺公園と「お鷹の道・真姿の池湧水群」を含む地域。

- 植物：約 390 種
- 鳥類、哺乳類、は虫類、昆虫類、クモ類、魚類、水生生物：約 310 種



C 東京経済大学（国分寺崖線部分）

東京経済大学の敷地内にある新次郎池及びその周辺の雑木林が、令和 2 年に「東経の森」として整備された。

- 植物：約 280 種
- 鳥類、哺乳類、は虫類、昆虫類、クモ類、水生生物：約 220 種

(1) 植物

確認種

植物については今回の調査では 634 種を確認し、前回調査（平成 27 年度は 531 種）に比べ 103 種増加しました。

確認種が増加した理由としては、新たに加わった 2 地点の調査地（西町四丁目・五丁目緑地）が、人の手があまり入らず、イネ科やキク科などのいわゆる「雑草」と呼ばれる種が多かったことがあげられます。

植物は潜在的な母数は大きいですが、季節や草刈り

の影響で確認される種数が大幅に変わるため、調査の継続によって一定期間この傾向は続くものと思われます。

確認した植物の集計表

分類群		科数	種類数
シダ植物		13 (11)	34 (26)
種子植物	裸子植物	6 (6)	17 (15)
	被子植物	108 (103)	583 (490)
合計		127 (120)	634 (531)

※（ ）は前回の確認数

希少種

希少種のうち非分布種・園芸品として流通している種・花壇に植えられている種などは植栽種と判断し、自生種と分けました。希少種は、国 RL の掲載種は 3 種（植栽含め 13 種）、都 RL の掲載種は 9 種（植栽含め 26 種）を確認しました。

国 RL の掲載種（自生種）では、絶滅危惧種Ⅱ類（VU）のキンラン、準絶滅危惧種（NT）のカワヂシャ、タシロランが確認されました。都 RL 掲載種の自生種では、絶滅危惧ⅠB 類（EN）が 1 種（ギンラン）、絶滅危惧種Ⅱ類（VU）が 3 種（アイアスカイノデ、キツネノカミソリ、カワヂシャ）、準絶滅危惧種（NT）が 4 種（キンラン、ササバギンラン、ノカンゾウ、ニリンソウ）、データ無しが 1 種（キクムグラ）が確認されました。

管理された雑木林の林床ではラン類の好む環境が維持されており、前回調査時と同様にギンラン、キンランなどの希少種が確認できました。今回初確認されたタシロランは、落ち葉などが積もってきた腐植質の多い林床を好む種です。このことから、良好な土壌環境が残されていることが確認できました。

国分寺市は湧水を水源とする湿潤環境が残されており、水辺の希少な植物が自生・植栽共に確認されました。自生種ではアイアスカイノデの新しい生息地の発見や、カワヂシャの初確認がありました



タシロラン（国 RL : NT）



カワヂシャ（国 RL : NT、都 RL : VU）



アイアスカイノデ（都 RL : VU）



ニリンソウ（都 RL : NT）



キツネノカミソリ（都 RL : VU）



ギンラン（都 RL : EN）

※キクムグラは、都 RL 記載種の北多摩地域では「データなし」となっています。

これは、北多摩地域での生育や生息の可能性のあるものの、確実な記録や情報が得られていないためです。

本種は通常、園芸品として流通していないため、調査地の林の林縁部で確認されたものについては、自生種として位置づけました。西多摩や南多摩地域では、本種が確認されており、いずれも都 RL に記載されています。



キクムグラ（都 RL：データなし）

外来種

生態系被害防止外来種リストの掲載種は 39 種を確認しました。前回調査では生態系被害防止外来種リスト掲載種は 29 種であり、やや増加しました。※生態系被害防止外来種リストのカテゴリーは 15 ページ参照。

緊急対策外来種はオオカワヂシャの 1 種（平成 27 年度は 0 種）のみを確認しました。オオカワヂシャは前回調査では確認されておらず、初確認となります。オオカワヂシャが確認された水路では、希少種のカワヂシャと近接して生育していたため、交雑種の本ナガカワヂシャが増えないように駆除対策が急がれます。

重点対策外来種は 13 種（平成 27 年度は 13 種）を確認しました。その他の総合対策外来種は 19 種（平成 27 年度は 13 種）を確認しました。

総合対策外来種のうち、トウネズミモチとシュロは全調査地で確認されているため、選択的な伐採や実生・種子の駆除が必要と思われます。

適切な管理が必要な産業上重要な外来種（産業管理外来種）は、キウイフルーツ、ビワ、モウソウチクなど 6 種（平成 27 年度は 3 種）を確認しました。

今回は、調査時点で下草管理があまりされていない場所が調査地にあったことなどの理由で、イネ科やタデ科の外来種リストの掲載種が増加しました。



オオカワヂシャ（緊急対策外来種）



トウネズミモチ（重点対策外来種）



ツルニチニチソウ（重点対策外来種）



ノハカタラクサ（重点対策外来種）



キショウブ（重点対策外来種）



セイトカアワダチソウ（重点対策外来種）

(2) 鳥 類

確認種

鳥類については今回の調査では 48 種を確認し、前回調査（平成 27 年度は 37 種）に比べ、11 種増加しました。確認種が増加した理由としては、渡りの時期に立ち寄るエゾビタキやオオルリのほか、水鳥のコガモやカイツブリといった種の新規確認が増加したためです。

確認種としては、キジバトやオナガなど「都市鳥」が多いですが、樹林地ではエナガやシジュウカラなどの樹林性の種が確認され、繁殖もしていました。調査地には、まとまった水域が姿見の池と武蔵国分寺公園池にしかないため、水鳥の種数と個体数は少なかったものと思われます。

確認した鳥類の集計表

No.	目名	科数	種類数
1	カモ	1 (1)	3 (3)
2	カイツブリ	1 (0)	1 (0)
3	ハト	1 (1)	3 (2)
4	カツオドリ	2 (0)	1 (0)
5	ペリカン	1 (1)	2 (1)
6	ツル	1 (0)	1 (0)
7	カッコウ	1 (1)	2 (1)
8	タカ	1 (1)	4 (2)
9	フクロウ	1 (1)	1 (1)
10	ブッポウソウ	1 (1)	1 (1)
11	キツツキ	1 (1)	2 (2)
12	スズメ	15 (15)	26 (23)
13	インコ	1 (1)	1 (1)
合計		27 (24)	48 (37)

※（ ）は前回の確認数

希少種

希少種としては、国 RL 掲載種を 2 種、都 RL 掲載種を 15 種確認しました。注目されるのは、ツミやフクロウという猛禽類で、市内の生態系の頂点となる種です。国 RL 掲載種では、絶滅危惧Ⅱ類のサシバ（猛禽類）が渡りの時期に確認されました。

都 RL の掲載種では、絶滅危惧ⅠA 類（CR）が 1 種（サシバ）、絶滅危惧Ⅱ類（VU）が 7 種（カイツブリ、カッコウ、ツミ、オオタカ、フクロウ、モズ、コサメビタキ）、準絶滅危惧種が 5 種（アオバト、コサギ、カワセミ、オナガ、オオルリ）、情報不足種（DD）が 1 種（クイナ）、非分布（・）が 1 種（ツツドリ）確認されました。

前回調査では未確認のカイツブリが繁殖していました。これは定期的にかいぼりを行うことによって、小魚が増えてカイツブリが繁殖できる環境になったことが要因だと考えられます。



カイツブリ（都 RL：VU）



ツミ（都 RL：VU）



サシバ（国 RL：VU、都 RL：CR）

外来種

生態系被害防止外来種リスト掲載種はホンセイインコ（亜種ワカケホンセイインコ）、ガビチョウの 2 種を確認しました。これらすべての種は、前回調査でも確認されています。

緊急対策外来種に指定されているガビチョウは、前回調査よりも確認地点数が増え、分布が拡大しています。在来鳥類や捕食する昆虫等への影響が懸念されます。



ガビチョウ（緊急対策外来種）

(3) 哺乳類・は虫類・両生類

確認種

今回の調査では哺乳類を3種（平成27年度は1種）、は虫類を3種（平成27年度は8種）確認しました。前回の調査で確認された、両生類のニホンヒキガエル（亜種アズマヒキガエル）は確認されませんでした（平成27年度は1種）。

哺乳類は、アズマモグラのモグラ塚やハクビシンと思われる糞を確認しました。また、夕刻には上空でアブラコウモリを確認しました。

は虫類は住宅地などでも生息可能なニホンカナヘビ（トカゲ類）、樹林などに生息するニホントカゲ、水辺に生息するアカミミガメを確認しました。

潜在的には、調査地域内に夜行性であるホンドタヌキやニホンヤモリ、アズマヒキガエルなども存在すると思われますが、限られた調査日程・時間内であったため、調査日に確認ができませんでした。

確認した哺乳類の集計表

No.	目名	科数	種類数
1	モグラ	1 (1)	1 (1)
2	コウモリ	1 (0)	1 (0)
3	ネコ	1 (0)	1 (0)
合計		3 (1)	3 (1)

確認したは虫類の集計表

No.	目名	科数	種類数
1	カメ	1 (3)	1 (3)
2	トカゲ	2 (4)	2 (5)
合計		3 (7)	3 (8)

確認した両生類の集計表

No.	目名	科数	種類数
1	カエル	0 (1)	0 (1)
合計		0 (1)	0 (1)

※（ ）は前回の確認数

希少種

希少種については、都 RL の掲載種を2種確認しました（平成27年度はニホンスッポンなど7種）。2種ともトカゲの仲間であるヒガシニホントカゲ（都 RL：VU）とニホンカナヘビ（都 RL：VU）でした。

トカゲ類は都市部の緑地の減少や緑地の放置により、近年減少しています。市内では数少ない、池やその周辺の湿地、樹林地などが組み合わさった環境が、は虫類にとって重要な生息地になっていると考えられます。



ヒガシニホントカゲ（都 RL：VU）



ニホンカナヘビ（都 RL：VU）

外来種

生態系被害防止外来種リストの掲載種として、緊急対策外来種（条件付特定外来生物）であるアカミミガメ（亜種ミシシippアカミミガメ）が姿見の池緑地で確認されました。これらの個体は、飼育されていたものが放棄されたものだと考えられます。水辺の調査地では、複数の個体が見つかり、繁殖の可能性や、水生昆虫を含む他の生物への影響が懸念されます。

哺乳類では、重点対策外来種であるハクビシンの糞が確認されました。ハクビシンの目撃情報や、家屋に侵入したとの相談があり、調査地域内および周辺に生息している可能性が高いと考えられます。



ミシシippアカミミガメ
（緊急対策外来種）

(4) 昆虫類

確認種

昆虫類については今回の調査では546種を確認し、前回調査（平成27年度は354種）に比べ、192種増加しました。

確認種が増加した理由としては、地表性のカメムシ類のほか、小型のガ類（ミノガ科、ツトガ科等）やハナアブ類といった種の新規確認が増加したためです。

昆虫の確認種数に関しては、潜在的な母数が大きいので調査の継続によって一定期間増加傾向は続くものと思われます。

林内ではノコギリクワガタやカミキリ類などが生息しており、樹木更新された明るい林ではハムシ科やガ類が見られるなど、環境の多様化によって昆虫類の生息に好影響を与えているようでした。

用水路や池などの水域では、コオニヤンマ、オニヤンマといった大型のトンボ類も新たに確認しており、引き続き良好な水域環境の維持が求められます。

希少種

希少種については、国 RL 記載種 1 種（平成27年度は0種）と都 RL 記載種 7 種（平成27年度は10種）を確認しました。

国 RL の掲載種では、準絶滅危惧種（NT）のコシロシタバ（都 RL：準絶滅危惧種（NT）にも掲載）が確認されました。コシロシタバは雑木林を特徴付ける種であるため、本種の記録は林内が適切に管理されている状況を示しているといえます。

都 RL の掲載種では、絶滅危惧ⅠB類（EN）が1種（ヤナギハムシ）、絶滅危惧Ⅱ類（VU）が2種（ヤマサナエ、ネグロセンブリ）、準絶滅危惧種（NT）が4種（ヤマトクロスジヘビトンボ、ヤマトタマムシ、アカアシオオオカミキリ、コシロシタバ）が確認されました。

確認した昆虫類の集計表

No.	目名	科数	種類数
1	カゲロウ	1 (0)	2 (0)
2	トンボ	6 (6)	18 (13)
3	カワゲラ	1 (1)	1 (1)
4	ゴキブリ	2 (1)	3 (1)
5	カマキリ	1 (1)	2 (3)
6	シロアリ	1 (1)	1 (1)
7	ハサミムシ	1 (1)	2 (2)
8	バッタ	9 (12)	28 (32)
9	ナナフシ	1 (1)	1 (3)
10	チャタテムシ	3 (3)	4 (3)
11	カメムシ	30 (24)	103 (61)
12	アザミウマ	0 (1)	0 (1)
13	アミメカゲロウ	6 (2)	12 (2)
14	トビケラ	3 (0)	3 (0)
15	チョウ	26 (22)	108 (78)
16	ハエ	25 (15)	67 (24)
17	コウチュウ	28 (27)	131 (78)
18	ハチ	14 (14)	60 (51)
合計		158 (132)	546 (354)

※（ ）は前回の確認数



コシロシタバ
（環境省 RL：NT 都 RL：NT）



ヤナギハムシ（都 RL：EN）



ネグロセンブリ（都 RL：VU）



ヤマサナエ（都 RL：VU）



ヤマサナエ（都 RL：VU）



アカアシオオオカミキリ
（都 RL：NT）

外来種

外来種についてはアオマツムシ、セイヨウミツバチ、キマダラカメムシなど 11 種を確認しましたが生態系被害防止外来種リストに掲載されているのは重点対策外来種であるアカボシゴマダラのみでした。アカボシゴマダラは姿見の池で春から秋にかけて確認され、定着しているものと思われます。

今回の調査では、在来種のゴマダラチョウも確認されましたが、外来種のアカボシゴマダラと生息環境が類似しているため競合が懸念されます。



アカボシゴマダラ（重点対策外来種）



セイヨウミツバチ（外来種）



アオマツムシ（外来種）



クズクビボソハムシ（外来種）



モンクチビルテントウ（外来種）



キマダラカメムシ（外来種）

(5) クモ 類

確認種

クモ類については今回の調査では 64 種を確認し、前回調査（平成 27 年度は 60 種）とほぼ同数となりました。

クモ類については昆虫類同様に樹林地と草地といったメリハリのある多様な環境の存在が良い影響をもたらしていました。樹林性のオニグモ類やアシナガグモ科、ハエトリグモ科が目立ち、公園内においても生息が見られる結果となりました。

クモが生息するには食糧となる昆虫が必要になります。そのため、良好な樹林がクモ類と昆虫類の緊密な捕食・被食関係を維持させていると思われます。

確認したクモ類の集計表

No.	目名	科数	種類数
1	クモ	16 (16)	64 (60)
合計		16 (16)	64 (60)

※（ ）は前回の確認数

希少種

クモ類の希少種については、国 RL の掲載種 1 種と都 RL の掲載種 2 種を確認しました。

国 RL の掲載種では、準絶滅危惧種（NT）のキシノウエトタテグモ（都 RL：準絶滅危惧種（NT）にも掲載）が確認されました。キシノウエトタテグモは、社寺林や屋敷林など、都市化されていない人里環境で見られるクモです。

都 RL の掲載種では、準絶滅危惧種（NT）1 種（キシノウエトタテグモ）、情報不足種（DD）1 種（トゲグモ）を確認しました。そのうち、都 RL で情報不足種（DD）に指定されているトゲグモは、今回の調査で新たに確認した種類のため、今後市内での生息状況の解明が望めます。



キシノウエトタテグモ（市外のもの）
（国 RL：NT 都 RL：NT）



キシノウエトタテグモの巣
（国 RL：NT 都 RL：NT）



トゲグモ（都 RL：DD）

外来種

クモ類の生態系被害防止外来種リスト掲載種は前回調査（平成 27 年度）と今回の調査ともに確認はありませんでした。

（6）水生生物

確認種

水生生物は今回の調査では 21 種（水生生物の昆虫類を除く）の確認と前回調査（平成 27 年度は 19 種）とほぼ同数となりました。

※前回水生生物に入っていた水生昆虫類は昆虫類の項目に入れています。

水生生物のうち、魚類では 7 種を確認しました。前回（平成 27 年度）調査時に確認したジュズカケハゼ類を今回も確認されています。そのほか、今回初記録としてカワムツが確認されました。元々東海地方以南に生息するコイ科の魚類ですが、近年関東圏で増えている種です。

その他の水生生物種では 14 種を確認しました。市内に生息する水生生物の特徴として、湧水環境の指標となるサワガニやカワナなどがいましたことが挙げられます。これは湧水地を有する国分寺市の環境を示す種といえるものと思われます。

確認した魚類の集計表

No.	目名	科数	種類数
1	コイ	2 (2)	5 (5)
2	ダツ	1 (1)	1 (1)
3	スズキ	1 (1)	1 (1)
合計		4 (4)	7 (7)

確認したその他水生生物の集計表

No.	目名	科数	種類数
1	ウズムシ	1 (1)	1 (1)
2	ミミズ	2 (3)	2 (4)
3	ニナ	2 (1)	3 (1)
4	ワラジムシ	1 (1)	1 (1)
5	ヨコエビ	2 (1)	2 (1)
6	エビ	4 (3)	5 (4)
合計		12 (10)	14 (12)



カワムツ



ジュズカゲハゼ類

希少種

希少種については、国 RL の掲載種を 1 種、都 RL の掲載種を 5 種確認しました。

国 RL の掲載種では、準絶滅危惧種（NT）のドジョウ（都 RL：情報不足（DD）にも掲載）が確認されました。ドジョウは、かつては都市部の水田地帯に多く生息していましたが、開発による生息環境の消滅や、外国系統のドジョウとの競合や交雑が心配されています。

都 RL の掲載種では、準絶滅危惧種（NT）が 1 種（アブラハヤ）、情報不足種（DD）が 1 種（ドジョウ）、留意種が 3 種（スジエビ、ヌカエビ、サワガニ）確認されました。「留意種」は東京都独自のカテゴリーで、生息数が少なく生息環境の変化によって減少することから、留意する必要がある種として選定されているものです。



ドジョウ（国 RL：NT、都 RL：DD）



アブラハヤ（都 RL：VU）



スジエビ（都 RL：留意種）

※今回の調査ではメダカが確認されましたが、これまでメダカと呼ばれていた種は複数種に分けられるようになりました。関東圏在来種はミナミメダカ（国 RL：VU、都 RL：CR+EN）とされていますが、放流などにより同定が困難です。そのため、ここでは希少種として扱いませんでした。



メダカ類の一種

外来種

生態系被害防止外来種リストの掲載種は、緊急対策外来種（条件付特定外来生物）のアメリカザリガニとその他総合対策外来種のフロリダマミズヨコエビの 2 種類が確認されました。アメリカザリガニは姿見の池、お鷹の道湧水群および元町用水などで確認され、同じ池に生息する水生生物などを食害することが懸念されます。

また、生態系被害防止外来種リストには掲載されていませんが、姿見の池では大型のコイ（ニシキゴイ）が優占しており、沈水植物や水生生物類（ヤゴや稚魚等）の捕食や底泥のかくはんによる悪影響が懸念されます。



アメリカザリガニ（緊急対策外来種）

環境団体・市民参加による観察会の実施

参加の状況

令和5年度動植物調査では、専門員調査のほか、市内の環境団体及び市民参加による観察会も実施しました。春期と秋期に、西恋ヶ窪緑地と姿見の池緑地（国分寺姿見の池緑地保全地域を含む）の2か所を対象地として、専門員の指導・協力のもと鳥類・昆虫類・植物の調査・観察を行いました。

緑地内にて、植物・鳥類・昆虫類の調査方法について講義を行った後、鳥類については、地図への記載の練習をしながら、鳴き声を頼りに確認種の識別を行いました。昆虫類については生きものを見つけるたびに、その種の生態や識別箇所について解説を受け、記録しました。

観察会中にカワセミやオナガ、キシノウエトタテグモなどの希少種も見られました。



西恋ヶ窪緑地での昆虫調査の様子



姿見の池緑地での昆虫調査の様子



西恋ヶ窪緑地での植物調査の様子



イベント中に確認されたカワセミ（姿見の池）

参考資料 ― 希少種・外来種のカテゴリー概念

希少種

今回の調査では、環境省が作成しているレッドリスト「環境省レッドリスト 2020」と、東京都が作成しているレッドリスト「東京都レッドリスト（本土部）2020 年見直し版」にて北多摩区部に記載されている種を「希少種」として抽出しました。

両レッドリストのカテゴリーと記号、その概念を次頁の表に示します。

国及び都 RL の掲載種のカテゴリーと記号・概念

カテゴリー名称	表示	基本概念
絶滅	EX	当該地域において、過去に生息していたことが確認されており、飼育・栽培下を含めすでに絶滅したと考えられるもの
野生絶滅	EW	当該地域において、過去に生息していたことが確認されており、飼育・栽培下では存続しているが、野生ではすでに絶滅したと考えられるもの
絶滅危惧Ⅰ類	CR+EN	現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの
絶滅危惧ⅠA類	CR	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
絶滅危惧ⅠB類	EN	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
絶滅危惧Ⅱ類	VU	現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの
準絶滅危惧	NT	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの
情報不足	DD	環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性を有しているが、生息状況をはじめとして、ランクを判定するに足る情報が得られていないもの
留意種	*	東京都が定める基準 現時点では準絶滅危惧のレベルではないが、相対的に数が少ない種であり、次の理由（選定理由①～⑥）のいずれかにより容易に個体数が減少することがあり得るため、その動向に留意する必要があるもの <選定理由> ① 生息・生育環境が減少もしくは悪化することで、個体数が減少するおそれがある。 ② 生息地の限定もしくは分断による個体群の縮小あるいは孤立化により、個体数が減少するおそれがある。 ③ 人為的な環境配慮により個体群が維持されているが、人為的な環境配慮が失われた場合、個体数が減少するおそれがある。 ④ 外来種の影響により、個体数が減少するおそれがある。 ⑤ 生活史の一部または全部で特殊な環境条件を必要としている種であり、これら特殊な環境が失われた場合、個体数が減少するおそれがある。 ⑥ かつて悪化していた環境の回復にともない個体群規模が戻ったが、その状況は不安定であり、環境が変化すれば個体数が減少するおそれがある。
ランク外 （都RLのみ）	○	当該地域で生育・生息が確認されているが、上記カテゴリーに該当しないもの
データ無し （都RLのみ）	—	当該地域において生育・生息している（していた）可能性があるが、確実な記録や情報が得られなかったもの
非分布 （都RLのみ）	・	生態的、地史的な理由から、もともと当該地域には分布しないと考えられるもの。但し、鳥類では、確認記録があっても当該地域が主たる生息域でないと判断される場合は、非分布として扱った。

・外来種とは

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを外来生物又は外来種といいます。

外来種の中でも、特に注意が必要な種として、環境省及び農林水産省が作成した「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」（以下、「生態系被害防止外来種リスト」）に記載されている種の抽出を行いました。

生態系被害防止外来種リストのカテゴリー概念（今回の調査結果で該当するカテゴリーのみ記載）

カテゴリー名称	基本概念
(1) 定着を予防する外来種 (定着予防外来種)	国内に未定着のもの。定着した場合に生態系等への被害のおそれがあるため、導入の予防や水際での監視、野外への逸出・定着の防止、発見した場合の早期防除が必要な外来種。
(i) 侵入予防外来種	国内に未侵入の種。特に導入の予防、水際での監視、バラスト水対策等で国内への侵入を未然に防ぐ必要がある。
(ii) その他の定着予防外来種	侵入の情報はあがるが、定着は確認されていない種。
(2) 総合的に対策が必要な外来種 (総合対策外来種)	国内に定着が確認されているもの。生態系等への被害を及ぼしている又はそのおそれがあるため、国、地方公共団体、国民など各主体がそれぞれの役割において、防除（野外での取り除き、分布拡大の防止等）、遺棄・導入・逸出防止等のための普及啓発など総合的に対策が必要な外来種。
(i) 緊急対策外来種	「外来種被害防止行動計画」における対策の優先度の考え方（※）に基づき、被害の深刻度に関する基準①～④のいずれかに該当することに加え、対策の実効性、実行可能性として⑤に該当する種。特に緊急性が高く、特に、各主体がそれぞれの役割において、積極的に防除を行う必要がある。
(ii) 重点対策外来種	「外来種被害防止行動計画」における対策の優先度の考え方（※）に基づき、被害の深刻度に関する基準として①～④のいずれかに該当する種。甚大な被害が予想されるため、特に、各主体のそれぞれの役割における対策の必要性が高い。
(iii) その他の総合対策外来種	総合対策外来種のうち、緊急対策外来種、重点対策外来種に該当しないもの。
(3) 適切な管理が必要な産業上重要な外来種 (産業管理外来種)	産業又は公益的役割において重要であり、代替性がないため、利用において逸出等の防止のための適切な管理に重点を置いた対策が必要な外来種。利用にあたっては種ごとに示す利用上の留意事項に沿って適切に管理を行うことを呼びかけるもの。

（※）緊急対策外来種、重点対策外来種における対策の優先度の考え方：

（被害の深刻度に関する基準）

- ①生態系に係る潜在的な影響・被害が特に甚大
- ②生物多様性保全上重要な地域に侵入・定着し被害をもたらす可能性が高い
- ③絶滅危惧種等の生息・生育に甚大な被害を及ぼす可能性が高い
- ④人の生命・身体や農林水産業等社会経済に対し甚大な被害を及ぼす（対策の実効性、実行可能性）
- ⑤防除手法が開発されている、又は開発される見込みがある等、一定程度の知見があり、対策の目標を立て得る。